

第2期東栄町子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

東栄町

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
第2章 東栄町の現状	3
1 東栄町の人口と世帯.....	3
2 東栄町の世帯の状況.....	6
3 仕事と家庭の両立.....	7
4 教育・保育の状況	8
5 ニーズ調査結果	10
6 目標事業量に対する達成目標.....	17
第3章 計画の基本的な考え方.....	18
1 基本理念と基本的視点.....	18
2 基本目標.....	19
第4章 基本計画	21
基本目標(1) みんなで手をつなぎ、子どもや子育て家庭を大切にする地域づくり.....	21
基本目標(2) 次代を担う子どもの豊かな心と生きる力を育む.....	24
基本目標(3) 安心して子どもを生み育てることができる環境の整備	26
基本目標(4) 子どもを尊重し、子どもが夢を持って暮らせるまちづくり	33
第5章 量の見込みと確保の内容.....	36
1 教育・保育提供区域の設定	36
2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容.....	37
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	38
第6章 計画の推進にあたって.....	42
1 計画の推進体制.....	42
2 計画の評価・検証	42

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝物であり、これからのまちをつくる貴重な存在です。社会の希望であり未来を作る力である子どもが安心して育つことができる環境や、親が安心して子どもを生み育てることのできる環境を整備していくことが大切です。そのためには、まち全体で子どもと子育てを支えていくことが重要です。

現在、全国的な傾向をみても、少子化は急速に進行しています。近年の出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化の進行、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、多くの子育て家庭が子育てへの不安感や孤立感を抱いている現状があります。

国では、社会的な課題となっている、「少子化」、「子育て家庭の孤立化」、「待機児童」などに対応するため、地域や社会全体で子育てしやすい環境を構築することが求められています。こうした流れを受けて、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。この3法に基づいて平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。「子ども・子育て支援新制度」では、（１）質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、（２）保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、（３）地域の子ども・子育て支援の充実をめざすこととなっています。また、「子ども・子育て支援法」内では、都道府県、市区町村に、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています。

子育て支援新制度の開始に伴い、子どもや子育て家庭にとってより一層暮らしやすいまちとなることを目指し、今までの町の支援施策の進捗状況や新たな課題を踏まえながら、子ども・子育て支援の総合的な施策の展開を図るため、本計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関して定めるものです。

3 計画の期間

本計画は、令和 2 年（2020 年）度を初年度とし、令和 6 年（2025 年）度を目標年次とする 5 年間の計画です。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
東栄町子ども・子育て支援事業計画									
				策定	第2期東栄町子ども・子育て支援事業計画				

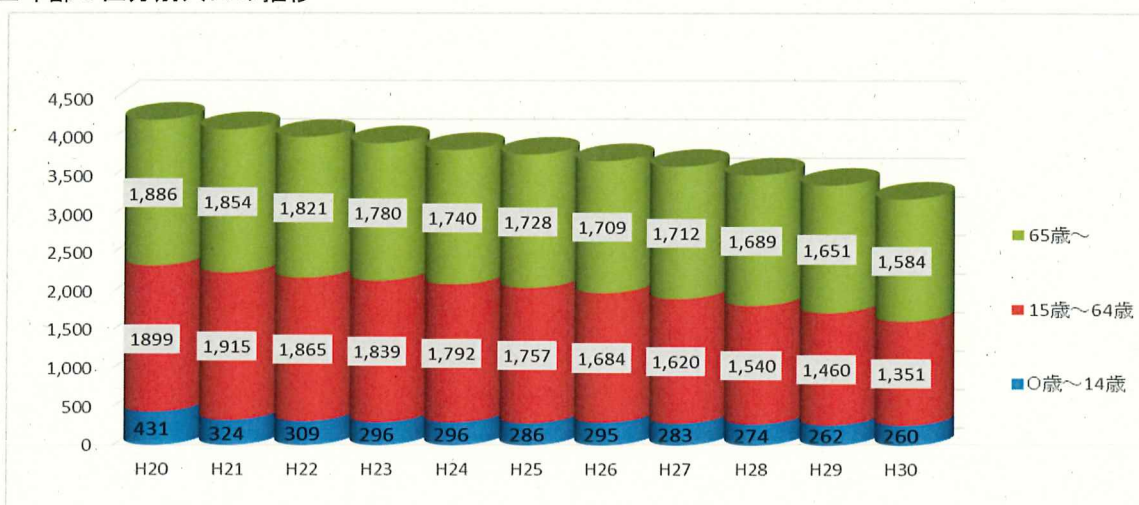
第2章 東栄町の現状

1 東栄町の人口と世帯

(1) 年齢3区分別の人口推移

東栄町の総人口は、減少傾向にあります。年齢3区分別人口の推移をみると、すべての区分で減少しています。

■ 年齢3区分別人口の推移

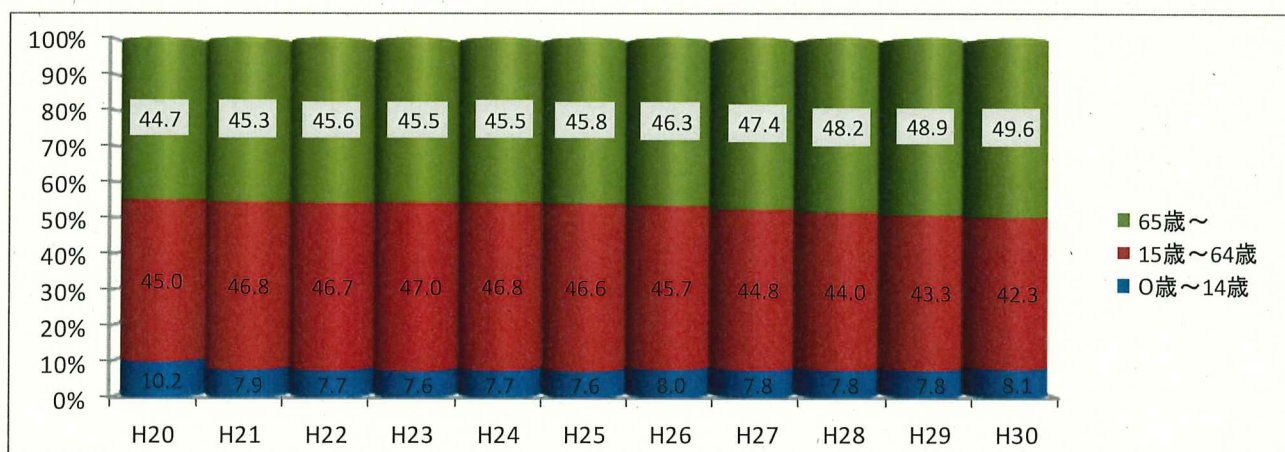


資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

(2) 年齢3区分別人口比率の推移

年齢階層別人口比率の推移をみると、年少人口比率は横ばいですが、生産年齢人口比率は減少傾向にあり、高齢者人口比率は増加しています。

■ 年齢3区分別人口比率の推移

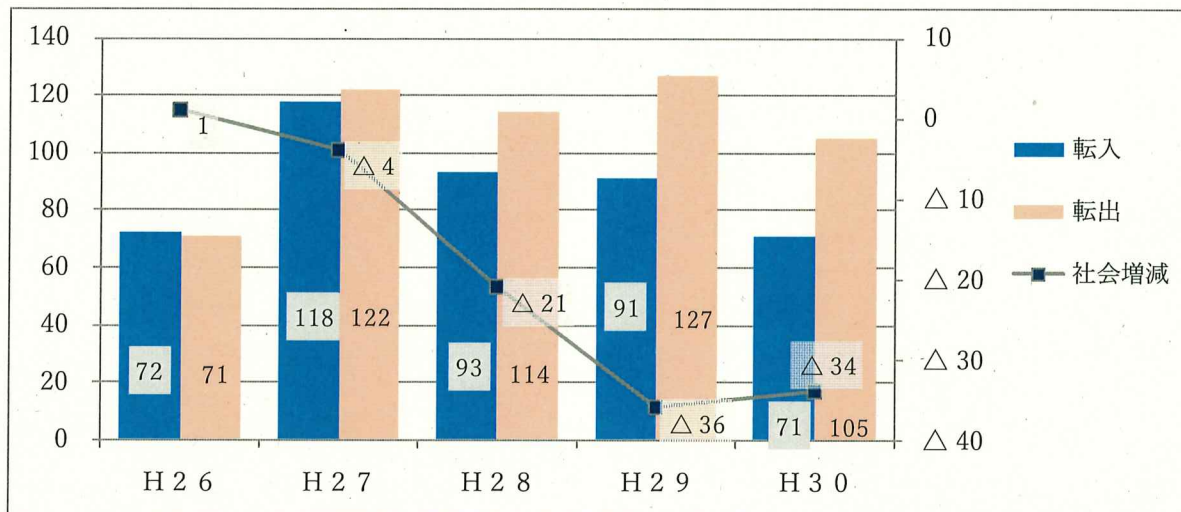


資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

(3) 社会動態

平成 27 年から転入、転出ともに増加しています。平成 30 年には、転出が大きく上回っています。社会増減は、転出が転入を上回っています。

■社会動態の推移

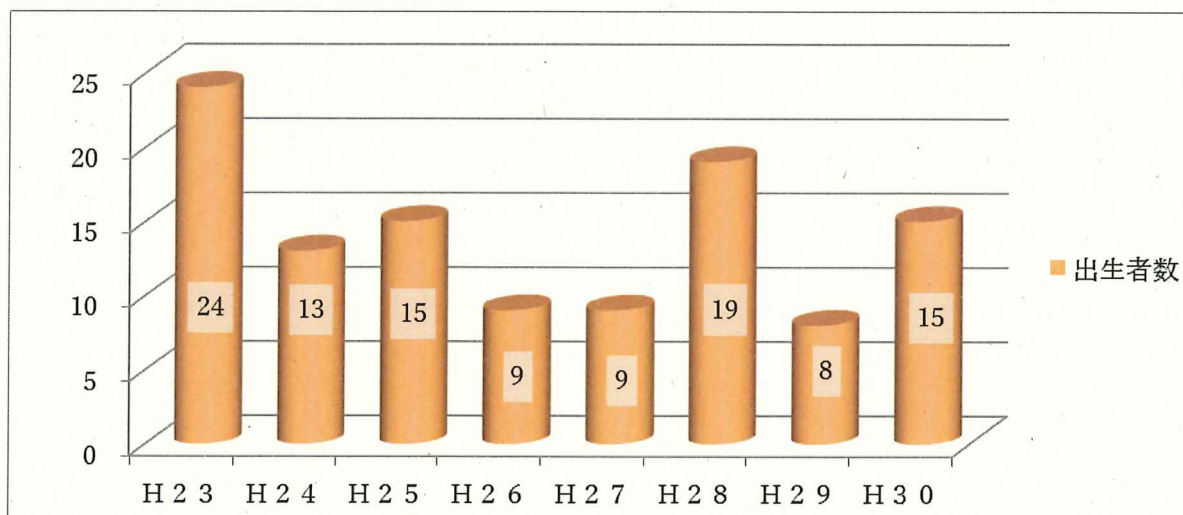


資料：戸籍係

(4) 自然動態

出生数は、平成 24 年から増減を繰り返しています。

■自然動態の推移

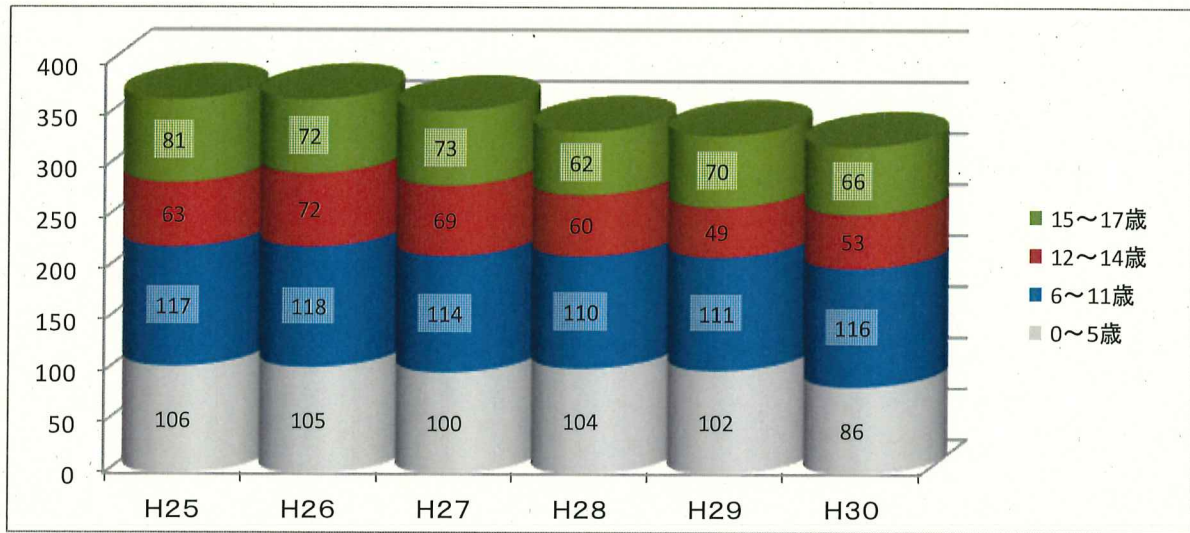


資料：戸籍係

(5) 子どもの人口推移

18歳未満の子ども的人口は平成27年から減少傾向にあります。各階層別の推移をみると、15～17歳の子ども的人口は、平成28年度から平成30年度にかけて減少しています。0～5歳の子どもは平成29年度までほぼ横ばいであるが、平成30年で大きく減少しています。

■子どもの人口推移



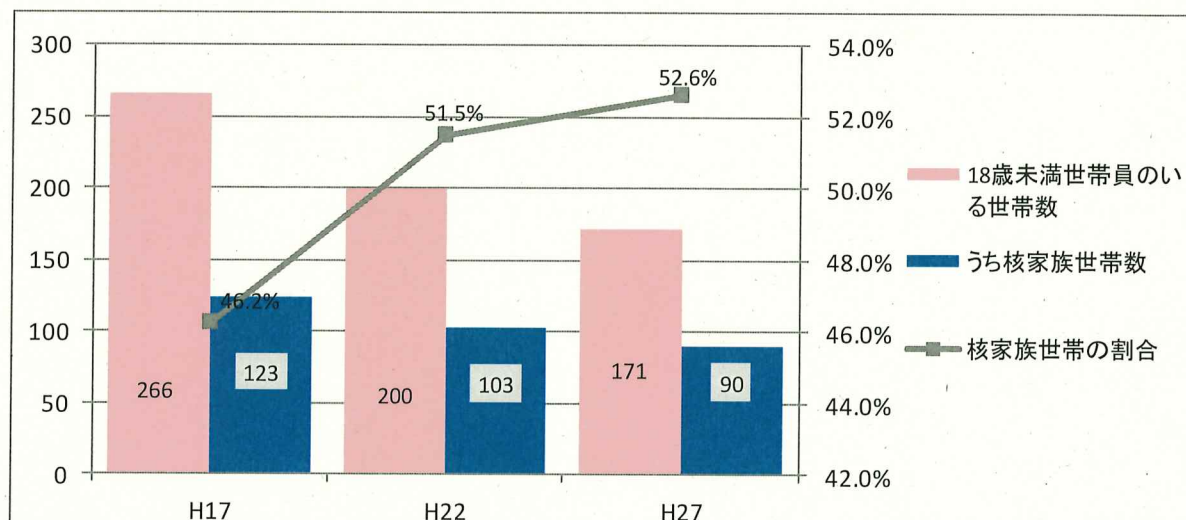
資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

2 東栄町の世帯の状況

(1) 核家族世帯数の推移

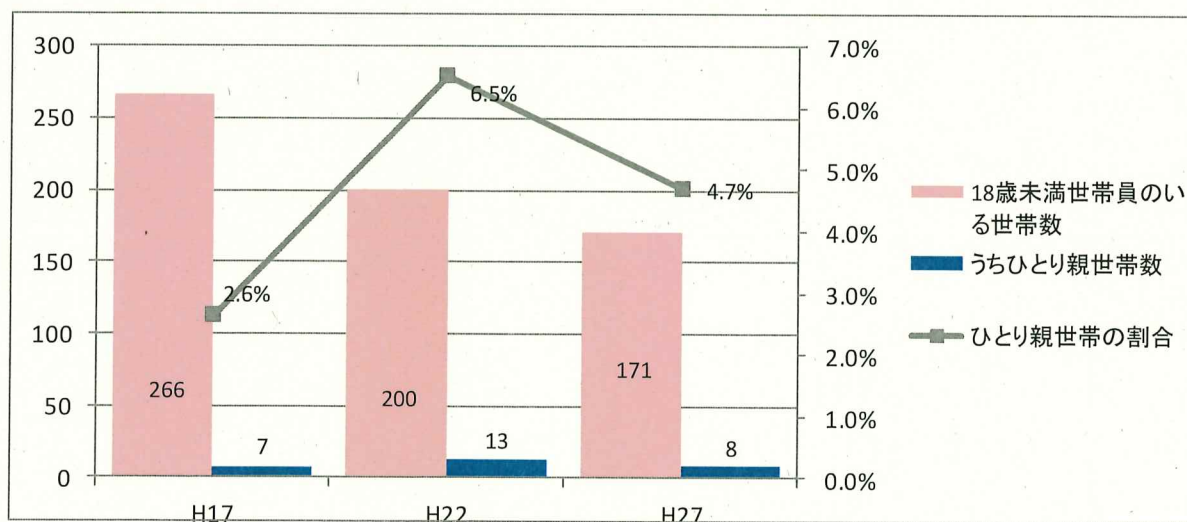
東栄町の18歳未満の世帯員のいる核家族世帯数は減少傾向にありますが、総世帯数に対する核家族世帯の割合は、増加しています。

■核家族世帯数及び割合の推移



資料：国勢調査

(2) ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

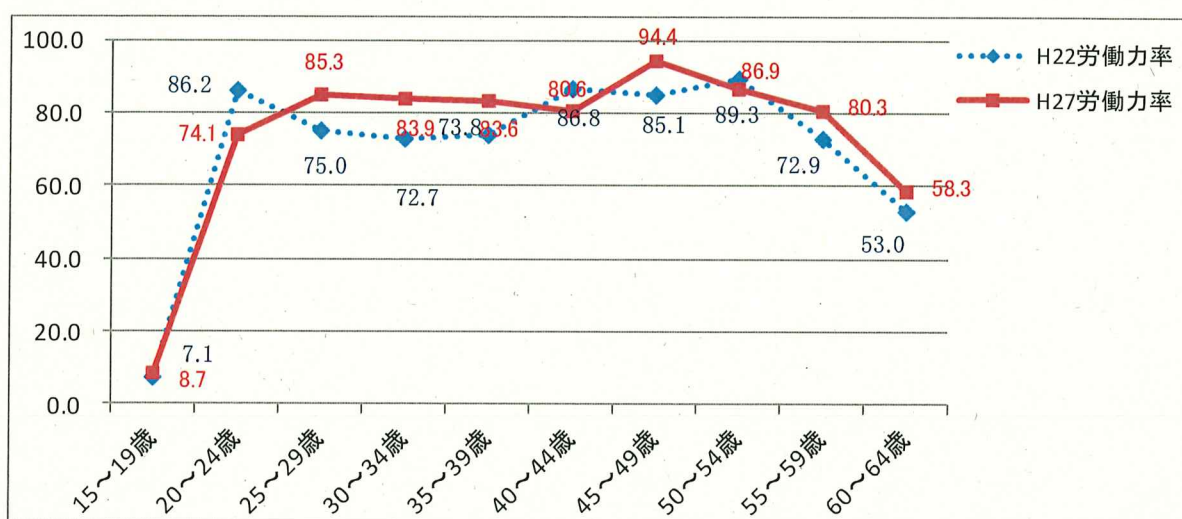
3 仕事と家庭の両立

(1) 女性の労働力率

東栄町の女性の労働力率を年齢階層別にみると、30歳代で労働力率が低下するM字型曲線がみられます。

平成22年と平成27年の女性の労働力率を比較すると、20歳代前半が増加し、30歳代後半にかけて減少しており、女性の晩婚化と子育て期の労働力率の低下がみられます。

■女性の年齢階層別労働力率



資料：国勢調査

4 教育・保育の状況

(1) 就学前児童数の推移

就学前児童による保育園の利用状況をみると、各年ともに入園児童数は定員数を下回っていますが、3歳未満児の利用者数が増加傾向にあります。

保育園の利用状況

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
保育園数	2	2	2	2	2	1
定員数	85	85	85	85	85	90
職員数	8	8	9	9	9	9
入園児数	78	84	77	81	68	72
うち0歳児	5	1	1	6	0	1
うち1歳児	7	10	3	9	13	8
うち2歳児	17	16	14	9	11	18
うち3歳児	21	24	15	17	10	14
うち4歳児	11	21	24	15	19	12
うち5歳児	17	12	20	25	15	19

【毎年10月調査時点】 資料:社会福祉係

(2) 小学校児童数の推移

小学校の状況をみると、児童数はほぼ横ばいです。

小学校の状況

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
学校数	1	1	1	1	1	1
児童数	117	113	110	111	116	115
うち1年生	21	18	14	19	27	15
うち2年生	16	19	16	14	20	26
うち3年生	27	17	20	14	15	21
うち4年生	16	26	16	20	15	15
うち5年生	15	16	26	17	20	15
うち6年生	19	14	16	25	16	20
特別支援	3	3	2	2	3	3

【5月1日調査時点】 資料:学校教育係

(3) 各種保育事業の利用状況

各種保育事業の利用状況をみると、放課後児童クラブの利用者数は各年増加がみられます。

○子育て支援センター事業の状況（平成 23 年 10 月 18 日設立）

	H28	H29	H30	R2.1 月末 時点
利用者数 (人)	1,045	1,430	1,646	2,107

資料:社会福祉係

○放課後児童クラブの状況

	H28	H29	H30	R2.1 月末 時点
利用者数 (人)	3,322	3,883	5,142	3,705

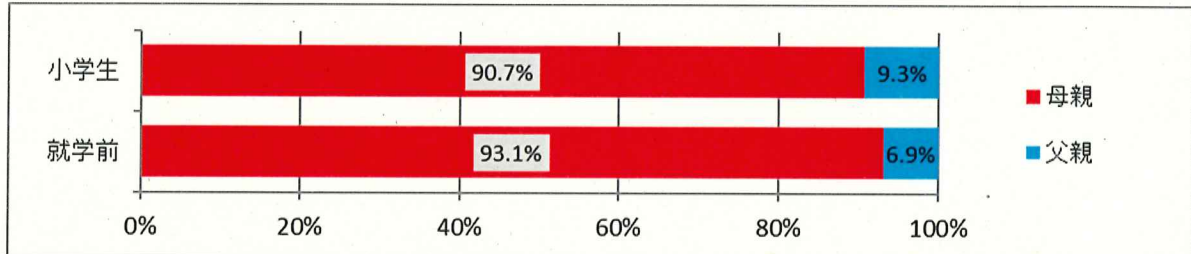
資料:社会福祉係

5 ニーズ調査結果

(1) 子どもと家族の状況について

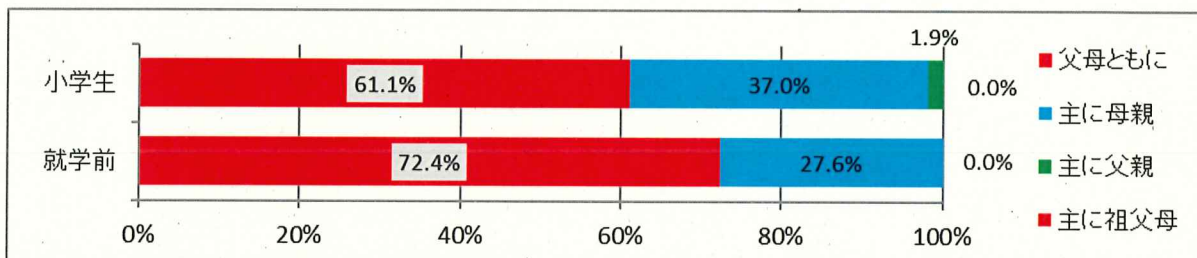
①調査票の回答者〈単数回答〉

調査票の回答者については、「母親」が小学生、就学前ともに最も多くなっています。



②子育てや教育を主に行っている人〈単数回答〉

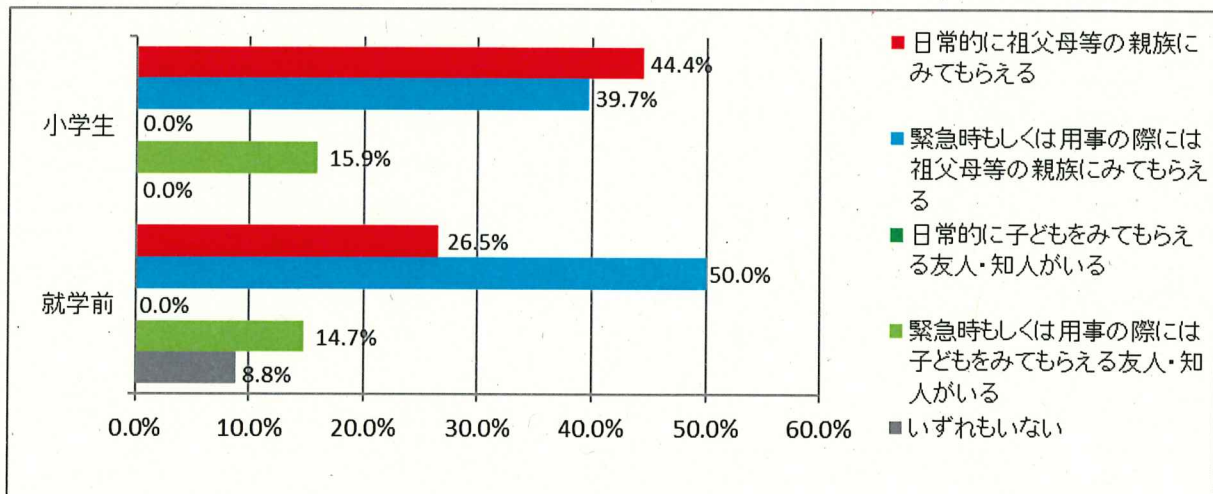
調査対象者の子育てを主に行っている人については、小学生、就学前ともに、「父母ともに」が半数以上で最も多くなっています。



(2) 子どもの育ちをめぐる環境について

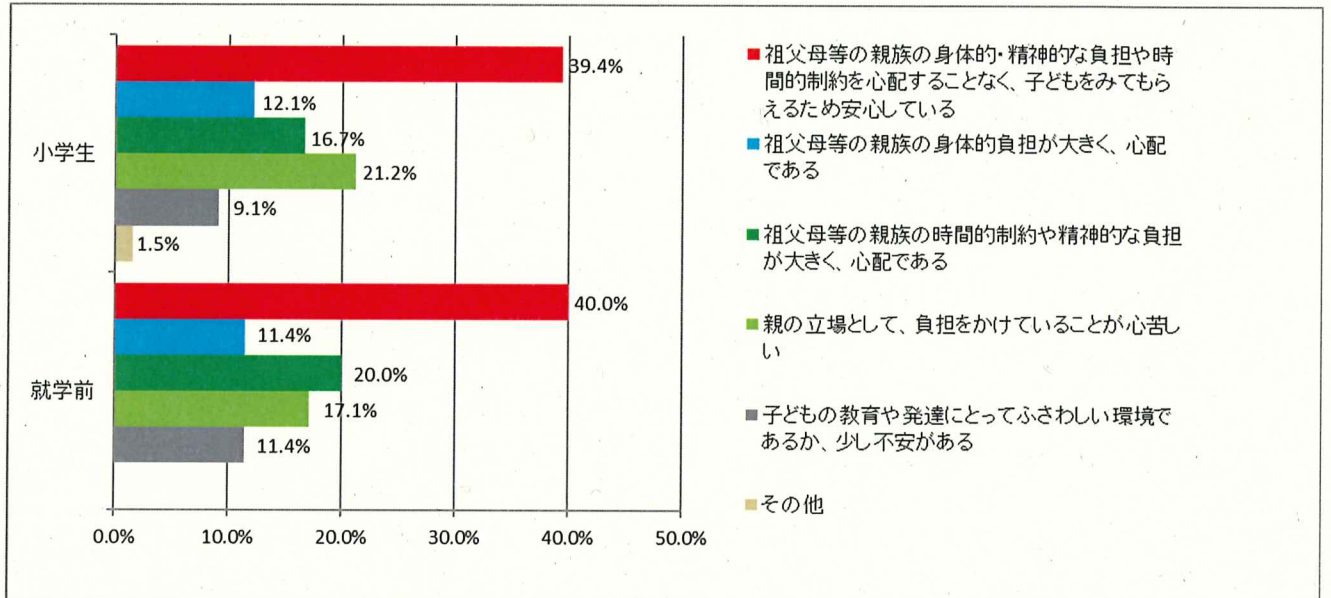
①日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉

日頃子どもをみてもらえる親族・知人については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が小学生、就学前ともに多くなっています。



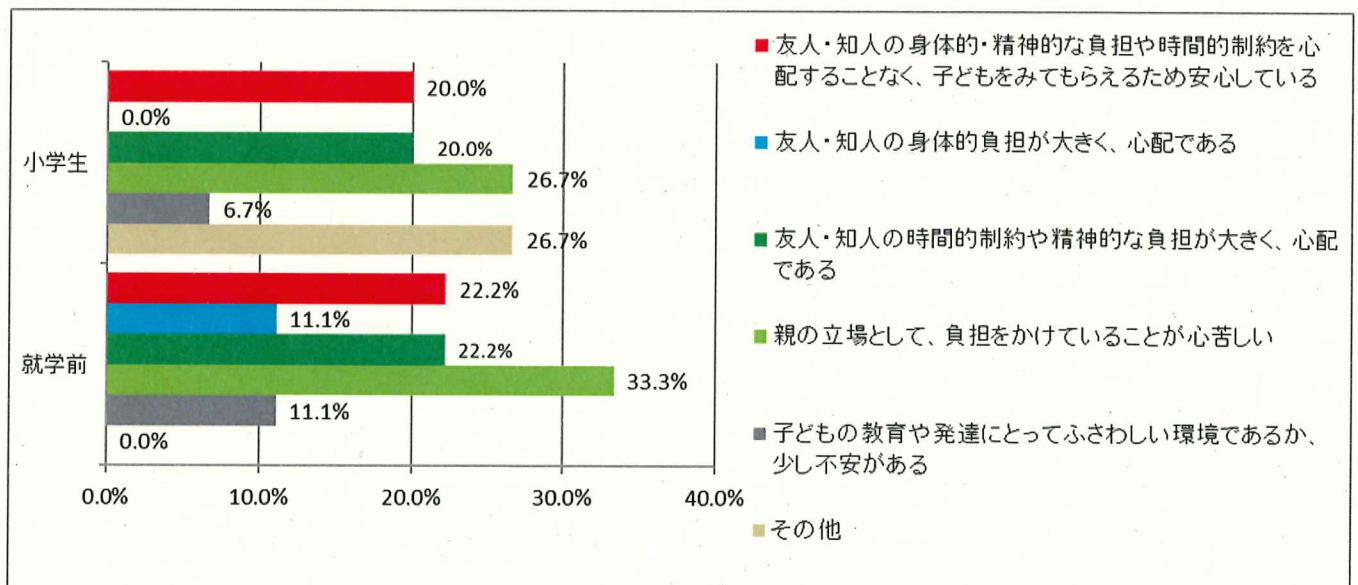
②祖父母等の親族にみてもらっている状況<複数回答>

祖父母等の親族に子どもをみてもらうことについて、安心しているという回答が多い傾向になっています。



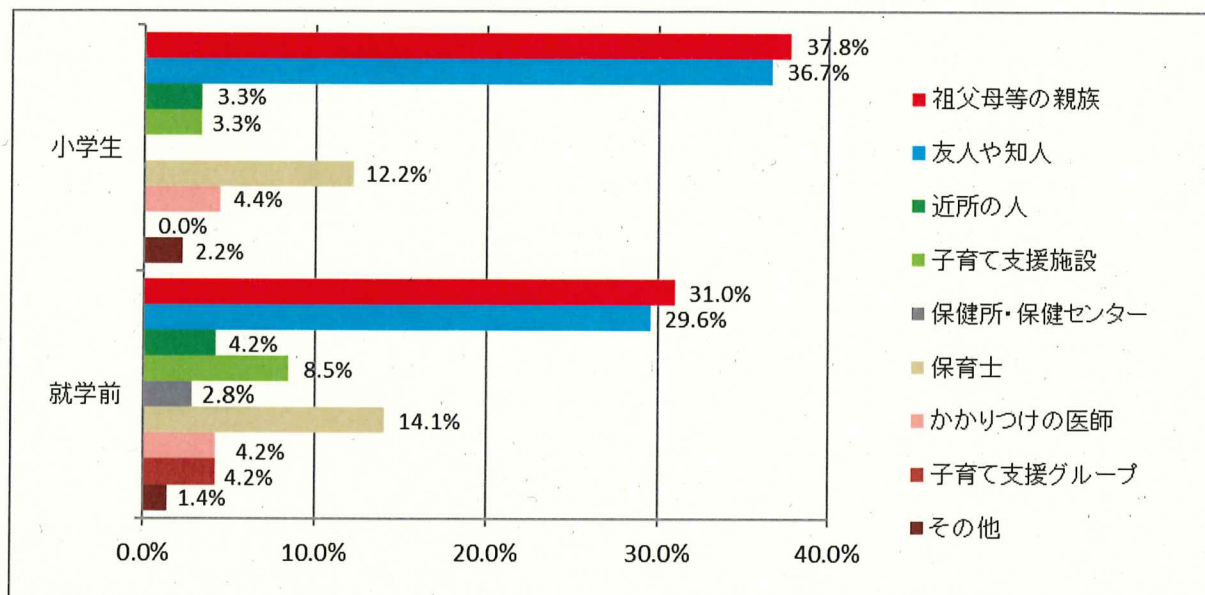
③友人・知人にみてもらっている状況<複数回答>

友人・知人に子どもをみてもらうことについては、小学生では「身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」と「その他」が同数で最も多くなっています。就学前では「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が最も多くなっています。



④子育てをする上での相談先〈複数回答〉

子育てをする上での相談先として小学生、就学前ともに「祖父母等の親族」と「友人や知人」が最も多く回答されており、次に保育士が多く回答されています。

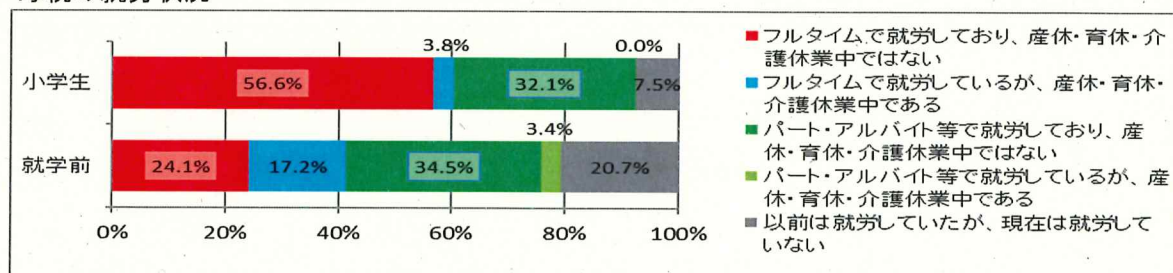


(3) 保護者の就労状況について

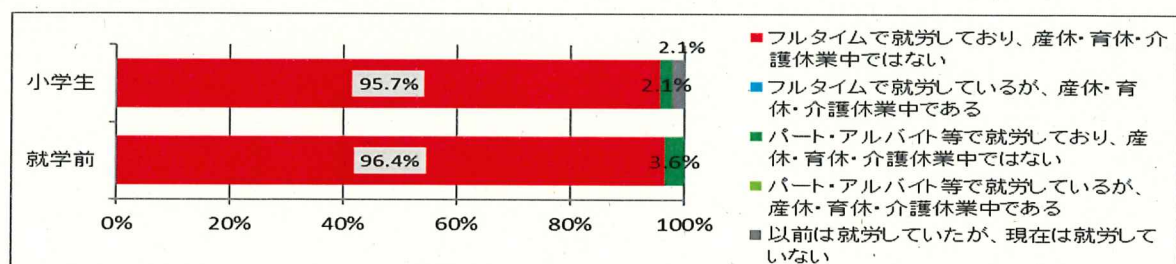
①保護者の就労状況〈単数回答〉

保護者の就労状況をみると、母親については、小学生では「フルタイム」が5割後半台と最も多く、次いで「パート・アルバイト等」となっており、8割強が就労しています。就学前は「パート・アルバイト等」と「以前は就労していたが、現在は就労していない」で過半数となっています。父親については、ほとんどがフルタイムでの就労となっています。

母親の就労状況

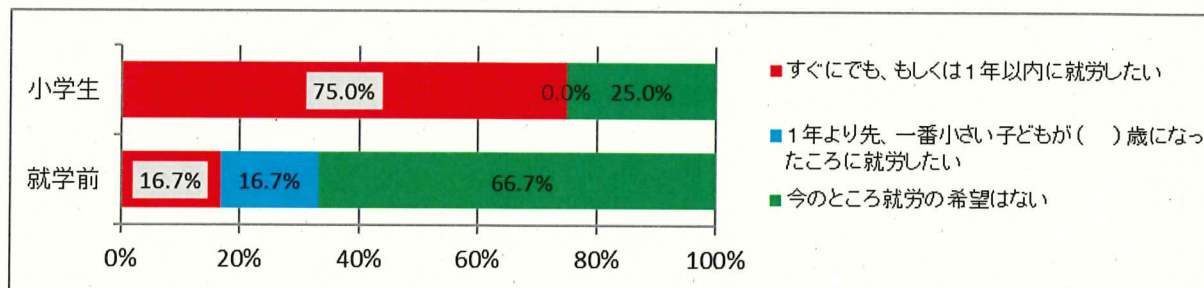


父親の就労状況



②現在、就労していない方の就労希望〈単数回答〉

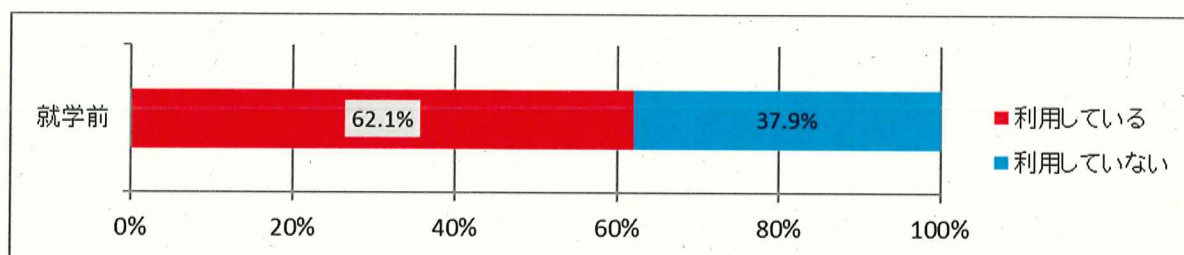
現在就労していない保護者の就労希望については、小学生は「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が7割台と最も多くなっています。就学前は、「今のところ就労の希望はない」が6割台となっています。



(4) 保育園の利用状況(就学前)について

①現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無〈単数回答〉

就学前の児童の定期的な教育・保育事業の利用については、6割以上が「利用している」と回答しています。

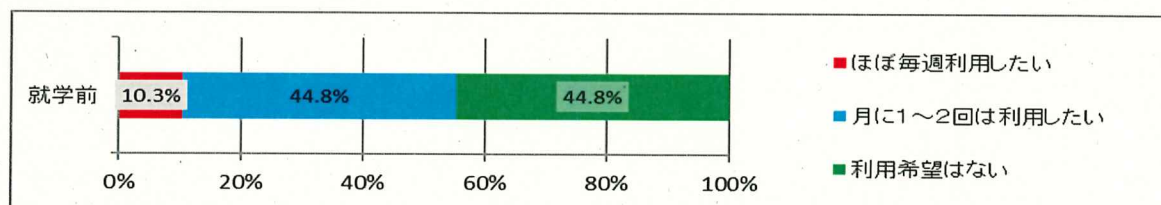


(5) 土曜・休日の教育・保育事業の利用希望について(就学前)

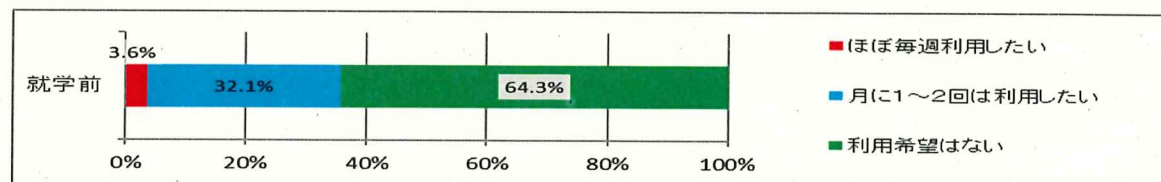
①土曜日と日曜日・祝日の、定期的な教育・保育事業の利用希望〈単数回答〉

休日の定期的な教育・保育事業の利用については、「ほぼ毎週利用したい」と、「月に1～2回は利用したい」を合わせると、土曜日では5割台、日曜日・祝日では3割台の利用希望があります。

土曜日



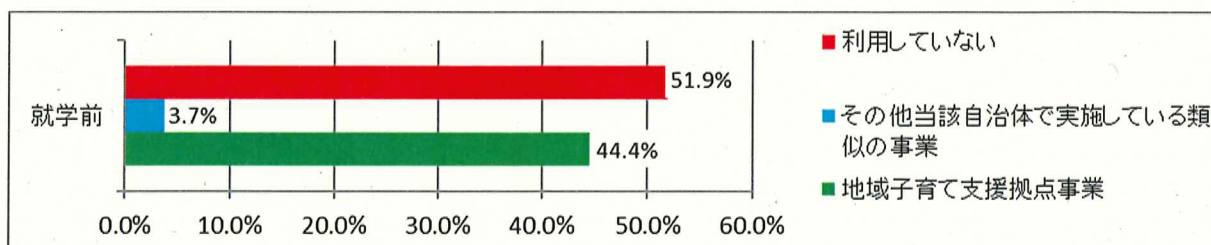
日曜・祝日



(6) 地域の子育て支援事業の利用状況について

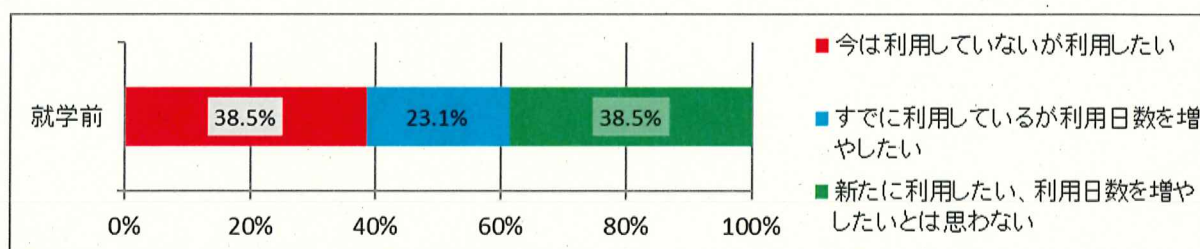
①現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況〈複数回答〉

地域子育て支援事業の利用状況については、「利用していない」が5割台と最も多くなっています。「地域子育て支援拠点事業」の利用は4割台となっています。



②地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向〈単数回答〉

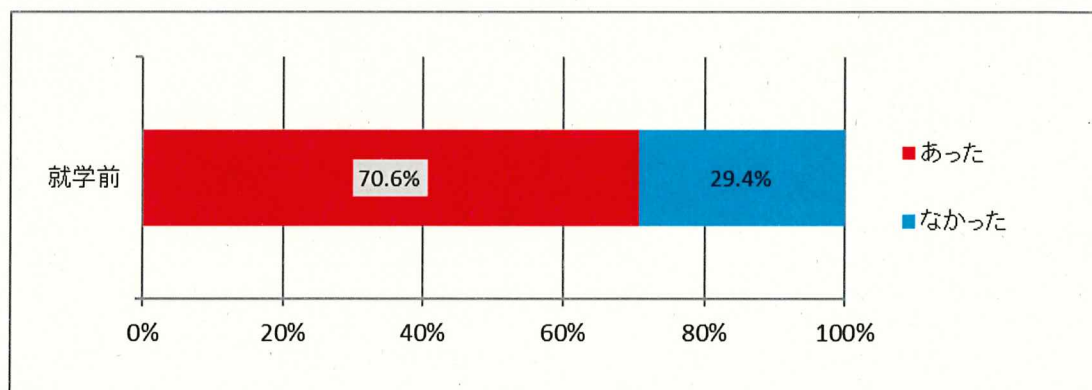
今後の利用意向については、「今は利用していないが利用したい」と「新しい利用したい、利用日数を増やしたいとは思わない」が同数の3割台後半と最も多くなっています。



(7) 病気の際の対応について

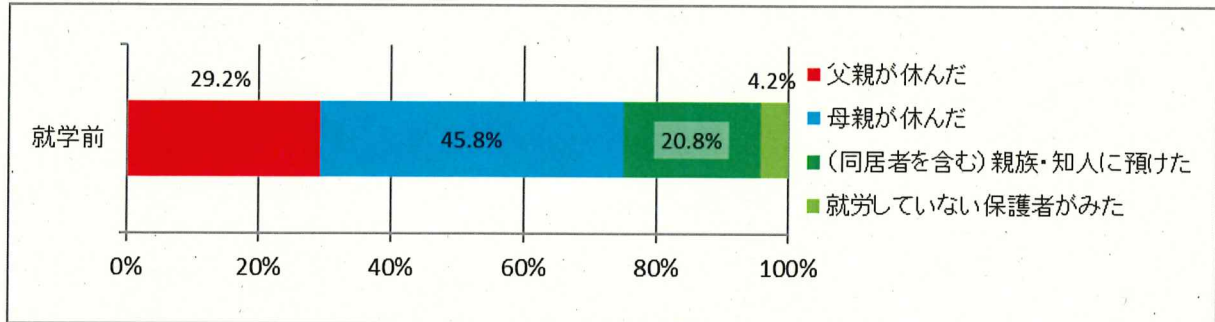
①この1年間に、子どもが病気やケガで定期的な保育の事業が利用できなかったことの有無〈単数回答〉

この1年間に、子どもが病気やケガで定期的な保育の事業が利用できなかったことの有無については、「あった」が7割台となっています。



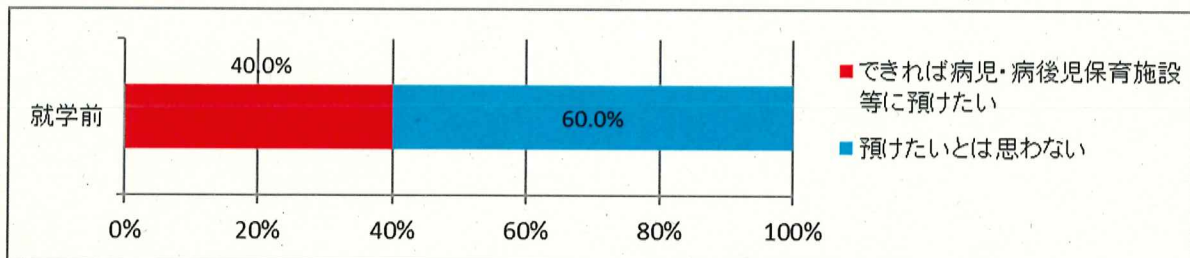
②子どもが病気やケガで普段利用している保育の事業が利用できなかった場合の、この1年間に行った対処方法〈複数回答〉

子どもが病気やケガの場合の対処については、「母親が休んだ」が4割台と最も多く、次いで「父親が休んだ」が多くなっています。



③その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったか〈単数回答〉

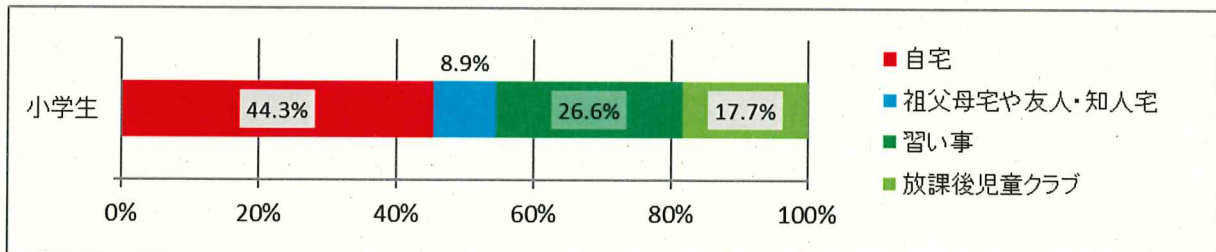
病児・病後児のための保育施設の利用については、「預けたい」という回答は4割となっており、「預けたいとは思わない」が6割となっています。



(8) 小学校就学後の放課後の過ごし方について (小学生のみ)

①放課後(平日の小学校終了後)の時間の過ごし方〈複数回答〉

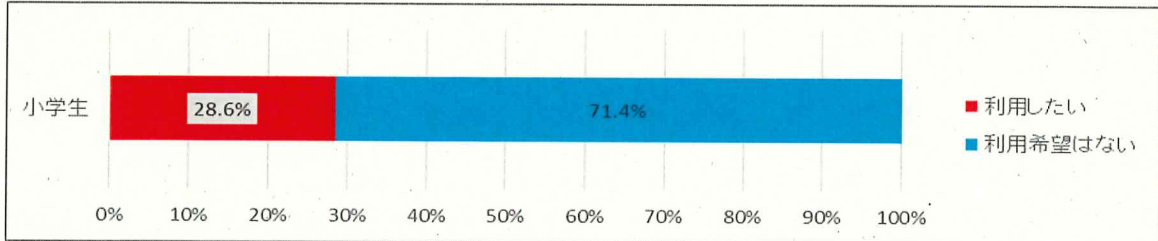
小学生が、放課後の時間を過ごしている場所については、「自宅」が4割台半ばと最も多く、次いで「習い事」が2割台後半、「放課後児童クラブ」が1割台後半となっています。



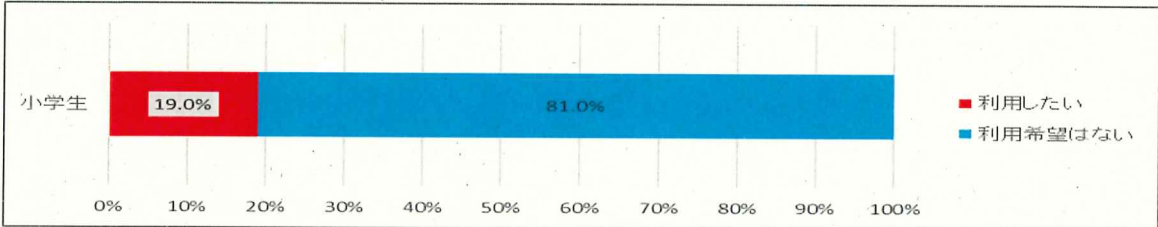
②土曜日と日曜日・祝日等の、放課後児童クラブの利用希望〈単数回答〉

休日の放課後児童クラブの利用については、土曜日では2割強、日曜日・祝日では1割強、長期休暇では5割台後半の利用希望があります。

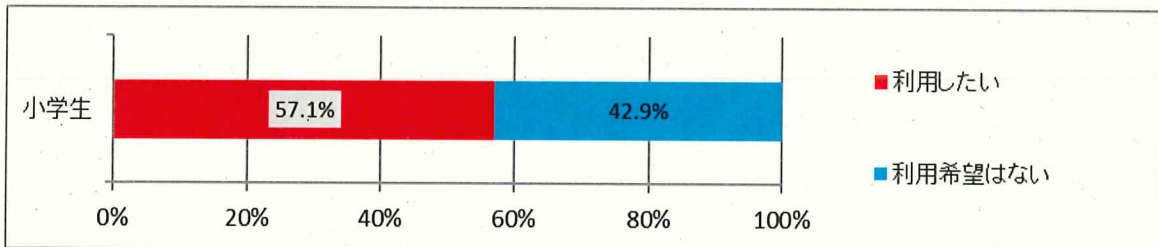
土曜日



日曜日・祝日



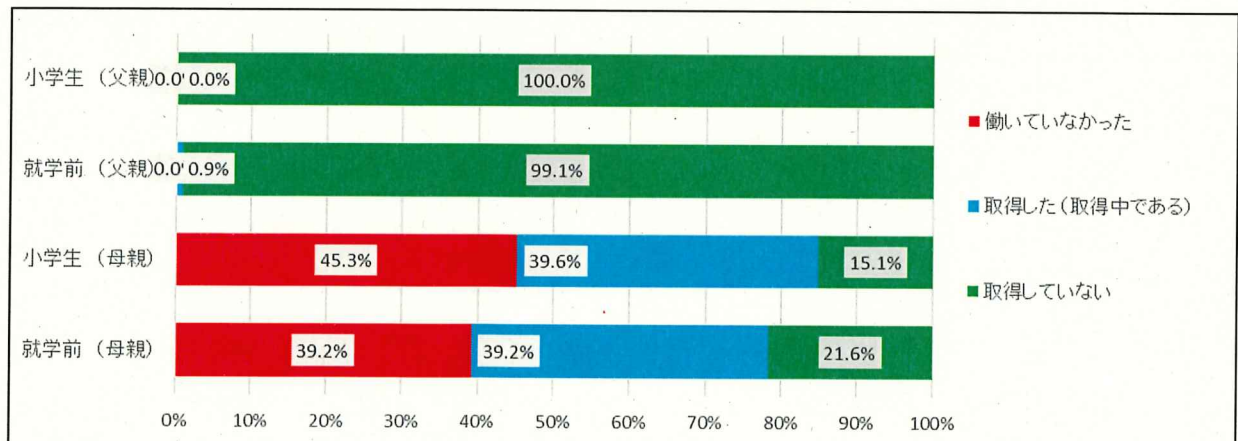
長期休暇等



(9) 子育てと仕事の両立支援について

①子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉

子どもが生まれた時の育児休業の取得状況については、「取得した」は小学生の母親、就学前の母親ともに3割強、「取得していない」は小学生の母親で1割半ば、就学前の母親で2割前半、父親では小学生10割、就学前9割強となっています。



6 目標事業量に対する達成目標

平成31年度で計画期間が終了する東栄町子ども・子育て支援事業計画で定めた子育て施策や事業の目標と、平成31年度時点での達成状況は以下のとおりです。目標としていて達成できていない項目は、休日保育事業とファミリー・サポート・センター事業となっております。

	事業名	現状	目標事業量 (平成31年度)	実施状況 平成31年度
(1)	通常保育事業	設置箇所 1 定員 90人	設置箇所 1 定員 90人	設置箇所 1 定員 90人
(2)	特定保育事業	設置箇所 0	設置箇所 0	設置箇所 0
(3)	延長保育事業	設置箇所 0	設置箇所 0	設置箇所 0
(4)	夜間保育事業	設置箇所 0	設置箇所 0	設置箇所 0
(5)	トワイライトステイ事業	設置箇所 0	設置箇所 0	設置箇所 0
(6)	休日保育事業	設置箇所 0	設置箇所 1 定員 10人	設置箇所 0
(7)	病児・病後児保育事業	設置箇所 0	設置箇所 0	設置箇所 0
(8)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	設置箇所 1	設置箇所 1 定員 25人	設置箇所 1 定員 25人
(9)	地域子育て支援拠点事業	設置箇所 1	設置箇所 1	設置箇所 1
(10)	一時預かり事業	設置箇所 0	設置箇所 0	設置箇所 0
(11)	ショートステイ事業	設置箇所 0	設置箇所 0	設置箇所 0
(12)	ファミリー・サポート・センター事業	設置箇所 0	設置箇所 1	設置箇所 0

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本的視点

明日を担う子どもたちが心豊かで健やかに育つことは、将来の社会を支え、発展するために欠かすことができません。子どもが健やかに成長し、のびのびと暮らしていくことによって、家庭・さらにはまち全体が明るく元気になっていくと考えます。

子ども・子育てを通じて、すべての人が幸福や喜びを感じながら、希望を持って生活できるまちをめざし、以下の基本理念をかかげます。

基 本 理 念

あしたのとうえいっ子計画

～笑顔でつながるまち とうえい～

子ども・子育て支援においては、子どもを中心に置き、子どもの幸せと健やかな成長を一番に考えた支援の充実を行うとともに、子育てに喜びを感じることができるまちづくりと、地域社会づくりの実現が重要です。

子育てを家庭、学校、行政、地域が一緒になって「みんなで支えていく」中で、子どもたちは家族の大切さや子育ての素晴らしさを自ら感じ、東栄町への思いを深めながら、次代の担い手となっていけるようにします。

子育ての喜びを地域社会全体で実感し、笑顔でつながる街づくりを目指します。

計画を推進していくうえでは、第2次次世代育成支援行動計画で掲げられている「行動計画において大切にしたい視点」を一部改正し、引き続き踏襲します。

- (1) 子どもの最善の利益を考える視点
- (2) 次代の親づくりという視点
- (3) サービス利用者の視点
- (4) 地域全体による支援の視点
- (5) 仕事と生活の調和実現の視点
- (6) 安心して子育てができるという視点
- (7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- (8) サービスの質の視点
- (9) 地域特性の視点

2 基本目標

本計画の基本理念を実現するために、前述の基本的視点を踏まえ、次の4つを基本目標として総合的に施策を推進していきます。

（１）みんなで手をつなぎ、子どもや子育て家庭を大切にする地域づくり

子育て家庭の孤立化がないよう、親と子の暮らしが家庭の中だけで閉ざしてしま
うのではなく、地域に広がり・つながっていくという視点が重要です。また、子ど
もは、様々な人との関わりを通して、社会性や他人を思いやる心を育んでいきます。
地域社会を構成する多様な主体が、子どもや子育て家庭に積極的に関わる視点が重
要です。各分野が連携し、切れ目のない支援ができるまちづくりを目指します。

（２）次代を担う子どもの豊かな心と生きる力を育む

子どもは、一人ひとり個性があり、人や自然と触れ合う中で自ら育つ力をつけて
いきます。次代の担い手である子どもたちが自己肯定感を高め、たくましく成長す
るための施策を充実していきます。

そのためには、家庭をはじめ地域・学校が手をつなぎ本来持っている教育力を活性化していくこと、また、この社会の変化の中でたくましく生きていけるよう子どもたち自身が実体験を通じて「生きる力」を身につけていくことが必要です。

東栄町の自然や地域のつながりを最大限生かし、子どもたちが自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力や他人を思いやる心、感動する心など豊かな人間性を育んでいく取り組みを推進していきます。

（３）安心して子どもを生み育てることができる環境の整備

子どもが健やかにのびのびと育っていくことはすべての人の願いです。安心して次世代を生みゆとりを持って育てていくために、妊娠、出産、乳幼児期を通じて、親子の健康を確保し、乳幼児健診など母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導などを充実していきます。

性、喫煙・飲酒・薬物などに関する正しい知識を普及するため、思春期保健対策の充実を図ります。また、子どもの食習慣の乱れが心と身体の問題に大きく関係していることから、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた「食育」を推進していきます。

支援を必要とする子どもを持つ家庭は社会的な不安を抱えており、子ども自身へのサポート体制の充実強化を図ると共に、地域で安心して生活できるよう保護者の不安や負担を軽減する支援の充実を図ります。

また、子どもや子育て家庭が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

(4) 子どもを尊重し、子どもが夢を持って暮らせるまちづくり

子どもの最善の利益を第一に考え、子ども一人ひとりの人権を尊重し、子どもが将来に夢と希望を持ち、その実現に向け自信をもって地域社会の中で生活していけることが重要です。子どもたち一人ひとりが地域で生活することの喜びを実感し、地域社会に積極的に関わりながら、人を思いやる豊かな心や子どもを産み育てる事の大切さを学び、それぞれの夢の実現に向け主体的にたくましく生きる力を育みながら成長できる環境づくりを目指します。

また、すべての子どもが大切にされる社会を構築するため、親の育児不安の解消、児童虐待の防止対策などの支援及び相談体制の充実を図っていきます。

第4章 基本計画

1. みんなで手をつなぎ、子どもや子育て家庭を大切にする地域づくり

(1) 子育て支援サービスの推進

1) 子育て支援総合窓口の設置

【現状と課題】

現在、子育て支援サービスは、保育・教育・母子保健など各部署で行われております。各行政機関では連携を深めているものの、利用者が利用したいサービスはどこに相談したらよいか、そのサービス内容はどのようなものなのか、などについての確に情報が得られず、利用したいけれども利用していない人が多いです。

そのため、町民団体などが実施する事業を含め、本町の子育て支援サービスの情報を一元的に把握し、いつでも最新の情報を提供できるよう、保育に関する情報提供はもちろんのこと、子育て全般に関する情報提供や各部署との連携調整などを行い、子育て支援事業の推進を図ります。

【今後の取り組み】

1. 行政機関に子育て支援担当を置き、各課の連携を図ると共に子育てに関わる情報を一元的に把握し、利用者にその情報を提供します。
2. 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない相談・支援体制強化のため、子育て支援センター「にこにこ広場」に東栄町子育て世代包括支援センターを開設し、保育士・保健師等の専門職を配置します。

2) 子育てに関する情報提供の推進

【現状と課題】

いままではそれぞれの部署で子育て支援事業の周知は行ってはおりますが、子育てに関する一元的な情報がなく、新たに転入されてきた知人・親族がいない方からは、「情報の入手方法が分からない」との声も多く聞かれます。このため、すべての人が平等に子育てについての情報を得られるように、子育てに関わる情報・施設・イベント等を紹介したチラシの配布を推進していきます。

【今後の取り組み】

子育て情報・イベント情報をお知らせするチラシの配布を推進していきます。

（２）子育てを支援する人材・団体の育成

【現状と課題】

子育て支援に関するサービスは多岐にわたっており、行政主体での取り組みでは効果的な展開が難しくなっています。

今後、子どもたち自身の意欲の向上はもちろんのこと、町内で活動する子育てサークルや児童民生委員などの子育て支援にかかわる団体が中心となって、子どもたちの地域の活動や子育て支援活動を推進していく環境作りをする必要があります。そのため、地域住民が中心となった支援事業および青少年の健全育成活動を推進していきます。

【今後の取り組み】

1. 「まちの子はみんなわが子」をモットーに、地域における様々な児童健全育成活動を実施する団体の充実・強化に努めます。
2. 子どもの健全な育成を図るため、地域少年少女サークル、スポーツ少年団などの青少年団体の活動を推進し、指導者の育成に努めていきます。

（３）保育サービスの充実

【現状と課題】

平成31年度に本郷保育園・下川保育園の統廃合を行い、新たに定員90名となる「東栄町立とうえい保育園」を設立し、平成31年4月8日から運営をしております。3歳児になると保育園にほとんどの子どもが入所し、利用者には、乳児からの保育を希望する方や、幼稚園を希望する方まで、様々なニーズがあります。また、子どもの数の減少、異年齢児との交流機会の減少などにより、子どもの社会性や子ども同士のかかわりによる自発的な育ちの場が年々少なくなっています。

今後は、保育園の運営のあり方・子どもの環境の充実を検討し、すべての子どもが平等に幸せに育っていく環境作りを推進していきます。また、多様なニーズに対応した延長保育などの保育サービスの充実に努め、保育園が多様な機能を果たせるように保育士の配置や施設設備の充実を促進します。

【今後の取り組み】

1. 職員の研修体制を充実させて、保育園における教育力の向上を図ります。
2. 保育士の配置の充実と保育の質の向上に努め、低年齢児保育、延長保育、障害児保育、親の病気などによる緊急・一時保育、相談事業などの多様なサービスの実施を推進します。
3. 地域での子育て支援の中心的な役割を果たし、相談援助活動などの多様な保育サービスに対応できるよう、施設設備の充実及び各関係機関との連携強化に努

めます。

(4) 仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

現在、女性の社会進出が進み、女性の就業率は増加傾向にあり、共働きの家庭が増えています。労働者が働き続けるための保育サービスの整備と子育てに理解のある労働環境・社会環境の整備が課題と考えられます。

これまで、重点的に取り組んできた保育サービスの整備に加え①職場②地域③家庭内における仕事と子育ての両立支援に対する意識啓発活動を推進することにより、子育てに理解のある労働環境・社会環境を整備し、バランスの取れた仕事と子育ての両立支援のための環境を整備していく必要があります。

【今後の取り組み】

1. 職場

仕事と子育てを両立しやすい企業風土及び職場環境整備のため、育児休暇の取得、子育て期間中の短時間勤務など多様な働き方の広報啓発活動を推進していきます。また、育て支援に関する関係法令の情報提供により、意識の向上を図っていくこととします。

2. 地域

仕事と子育ての両立支援を推進する上で、子育て支援のネットワークのような環境整備を推進し、子育てに対する様々な不安や負担感を緩和するための情報提供を行うほか、地域単位での子育て支援体制の充実を図り、地域の子育て支援に対する意識の向上を図り、子育て家庭の両立の支援を推進していきます。

3. 家庭内

仕事と子育ての両立を推進する中で、最も重要な部分として、夫婦間でも子育てに対する意識改革が必要であり、共働き・専業主婦など様々なライフスタイルでお互いがバランスを取り合って子育てしていくことが大切です。そのため、夫婦がお互い協力して子育てしていく風土を育むための広報啓発活動・相談体制の充実・子育てに関する情報提供の体制の充実を図っていきます。

2. 次代を担う子どもの豊かな心と生きる力を育む

(1) 児童の健全育成～放課後児童対策の推進～

【現状と課題】

本町でも近年、核家族化の進行、親や祖父母の就労等により一人で遊ぶ子どもが多く見られるようになりました。子どもは遊びを通して仲間関係の形成や社会性の発達などを育んでいくことから、子どもが自主的に遊べ、安全に過ごす場所の確保が必要です。仲間と楽しく、安全に遊べる放課後児童クラブの活動を推進して行きます。

【今後の取り組み】

放課後児童クラブにおいて、遊びの充実と安全性を確保し、職員の資質向上のための研修などを推進します。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域社会との連携の下に家庭や地域における教育力を総合的によりいっそう高めていきます。

家庭教育への支援の充実

【現状と課題】

子どもは様々な出会いや経験の中で成長していきますが、家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や基本的なマナー、自立心を育成する上で重要な役割を果たすものです。それぞれの家庭の教育力が向上するためには、若い世代から親の役割や責務を自覚できる社会環境作りが大切です。

核家族化や地域における人間関係の希薄化など、社会状況の変化に起因する「家庭教育力」の低下が指摘されていることを踏まえて、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を推進していきます。

【今後の取り組み】

1. 子どもの人間形成の基礎を培う基本的な立場としての家庭機能の充実を図るため、成長段階に合わせた子育て学習講座など親や子育て関係者に対する多様な学習・相談・交流機会を充実します。
2. 子育てセミナー、親子ふれあいフォーラム、子育て学習会などを開催し、子育てについての関心を高め、家庭の教育機能の向上を図ります。

(3) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

1) 豊かな心の育成

【現状と課題】

豊かな自然に囲まれた本町において、子どもたちは乳幼児期から川や森などに触れ合いながら育っていきます。今後も身近な自然に触れ合う機会を充実し、豊かな心の育成に努めます。また、ボランティアの機会の充実・情報提供をし、子どもたちが自ら様々な経験ができるように努めます。

【今後の取り組み】

1. 保育園・集会所などにおいて、自然体験や生活体験、高齢者との世代間交流、障害児や異年齢児との交流など、様々な人との交流活動の充実を図ります。
2. 子どもが地域社会の一員としての自覚や社会性を身につけるため、地域の祭りや行事、ボランティア活動、防災訓練など、地域活動への参加を促進します。

2) 健やかな体の育成

【現状と課題】

ゲームなどの遊びの多様化、少子化の影響による地域での子ども同士のふれあう機会の減少など様々な要因により、子どもの体力低下が見られています。生活習慣の乱れや肥満の増加などの現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに楽しむ習慣や意欲・能力を育成するための環境を整備することが必要です。

そのため、優れた指導者の育成・確保、指導方法の工夫改善を進めると共に、子どもたちが自主的に行う様々なスポーツや運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善・充実を進め、スポーツ環境の充実を図っていきます。

【今後の取り組み】

1. 生涯にわたってスポーツを楽しめる環境の整備に努めます。
2. スポーツ少年団などに対する活動促進のための支援を推進していきます。

3) 学校の教育環境等の整備

【現状と課題】

次代の担い手である子どもは、活気あふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、個性豊かに生きる力を伸ばしていくことが必要

です。

子どもが抱える不安や悩みを解消し、心身ともに健やかに成長することを目的として、相談員による心のケアを行う場の設置が進められるよう検討していきます。

また、学校教育においては子ども一人ひとりが自らの能力を伸ばし、生き生きと学校生活を送られるよう、地域と学校が連携し特色ある学校づくりに取り組んでいます。今後さらに、基礎・基本の確実な定着と個性を生かす学校教育の充実を図ると共に、家庭や地域との連携・協力を深め、地域に開かれた学校づくりを推進していきます。

【今後の取り組み】

1. 子どもの心のケアを目的に、小・中学校に不安や悩みを解消できるような相談員の設置を推進していきます。
2. 創意工夫をこらした学習内容をより充実させるため、外部からの人材も活用した教育活動を推進します。
3. 一人ひとりの自己表現が図られるよう生徒指導の充実に努め、各関係機関との連携強化に努めます。

3. 安心して子どもを生み育てることができる環境の整備

（１） 子どもを持ちたい方への支援

子どもができなくて悩んでいる男女は、10組に1組と言われています。不妊治療は、成功率が低く、複数回の治療を行う場合があり、一部を除いて保険適用がされないなど夫婦の経済的負担は重いものとなっています。また、不妊治療に対し、情報が少なく、長期にわたる治療による心身の疲労と周囲の無理解による精神的負担があります。

本町では、平成20年4月より不妊治療費用の一部を公費で助成し、経済的な負担の軽減を図るとともに、子どもを生みやすくして、少子化対策の充実を図っています。

今後とも、不妊に悩む方への情報提供・相談・訪問などの支援が必要と考えます。

不妊に対する相談・支援の充実

【現状】

各種健康相談については保健師が対応していますが、不妊に関する相談はほとんどなく、相談があってもがん検診の際の問診や、何かの機会に相談する方が多い状況です。割合としては少数ですが、不妊治療をしている方が年々増えており、医療機関以外にも地域で気軽に相談できる場の確保が望まれます。

【課題】

- ・各種健康相談に不妊に関する相談も含まれることを積極的に周知し、利用したいときに気軽に相談できる体制作りが必要です。
- ・利用者が不妊についての知識が得られるよう、不妊症や治療に関する情報提供、治療実施機関の情報提供が求められています。

【今後の取り組み】

1. 一般不妊治療費用の一部を公費で助成できることを広く周知していきます。
2. 不妊に悩む方に対して知識や治療の情報を提供し、相談・訪問などを通して支援します。

(2) 妊娠・出産に関する安全性、快適さの確保

【現状】

東栄町では年間15件前後の妊娠届けがあり、平成30年度は18件でした。妊娠届け時に交付される妊婦健康診査受診票は14枚で、平均10枚が使用されています。

平成30年度は18名に交付しており、交付を受けた全員が健診を受診し、9割以上が異常なしという結果です。

町では、妊婦とその夫、家族を対象に年2回「パパママ教室」を実施しており、平成30年度は妊娠6組の参加がありました。

妊娠期と同様に産後の健康管理も非常に重要です。産後は出産による疲労や子育て開始による負担、ホルモンバランスの変化等が原因で精神的に不安定になりやすい時期であり、うつ傾向や精神的不安定が生じないよう、家族も含めたサポート体制の充実が必要です。

【課題と今後の取り組み】

- ・妊娠期を順調に過ごせるように、適切な知識の提供や家庭・職場での理解を得られるよう相談、支援を行います。
- ・保健師、子育てネットワーカー、保健所、子育て支援センターなどの役割を周知し、もっと気軽に利用してもらえる工夫をしていきます。
- ・心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を整備するため、産後ケア事業提供体制を整えます。

(3) 子どもと親の健康の確保

1) 子どもの病気等の早期発見、治療体制の充実

【現状】

乳幼児健診は平成25年度途中から2歳児健診を追加し、きめ細やかに子どもの健康状態の確認や、成長・発達のうえでの心配ごとや病気はないかなどを調べるなど、それぞれにあった子育てのアドバイスをしています。

平成30年度に町で実施した乳幼児健康診査は、3・4か月児健診が延べ18名(受診率100%)、9・10か月児健診が延11名(受診率100%)、1歳6ヶ月児健診が延14名(受診率100%)、2歳児健診延23名(受診率100%)、3歳児健診延12名(受診率100%)の受診があり、平成26年から30年度の経年でみると、受診率は平均97%となっています。

【課題】

- ・乳幼児が必ず健康診査を受診し、病気や発達・発育の問題を早期に発見できることが重要です。また、未受診の子どもに対する確実なフォロー体制の充実が必要です。
- ・気がかりや問題のあった乳幼児が適切な支援や医療を受けられるよう、保護者も含めたサポート体制を確立し、継続的な支援をする必要があります。

【今後の取り組み】

1. 健康診査の実施・受診方法について周知を徹底し、また、他機関での受診結果の把握に努めます。
2. 健康診査の結果、問題が発見された子どもに対して適切な医療機関を紹介し、受診後も保護者を含め支援します。また、指導や相談が必要な子ども・保護者に対する支援の充実を図ります。

2) 食育、規則正しい生活習慣確立の推進

【現状】

食事全般について、多くの子どもの保護者が食事に関する悩みを抱えており、主にむら食いや偏食、落ち着いて食べない、また、アレルギーがある等があげられています。町では乳幼児期の母子を対象に離乳食教室を年3回実施しています。乳幼児期より食事の基本を学び、子どもが成長する中で食事をしっかりと栄養摂取していけるよう、保護者も含めた継続した支援が必要です。

【課題】

- ・朝食の欠食、間食・お菓子の与え方、保護者が感じる食事への心配ごと等食事に関して様々な問題があると考えられるので、指導を強化していく必要があります。
- ・外遊びの習慣確立に向け、運動の効果や方法について指導が必要です。

【今後の取り組み】

1. 乳幼児健診や親子教室等を通し、基本的な生活リズムを身につける重要性について指導します。
2. 乳幼児健診、離乳食教室、子育て支援センター等の各種教室を通して、乳幼児期から食べることの大切さを学び、生涯にわたって食を楽しみながら健康づくりに役立てる「食育」を推進します。
3. 離乳後の適切な幼児の食事や、間食・お菓子・ジュース類の管理を保護者が行う重要性について指導します。
4. 体を使う遊びの習慣を確立するため、乳幼児の運動・外遊びの必要性や方法について子育て支援センター等を通じ、啓発を行います。

3) 病気の予防に関する支援の充実

【現状】

①歯科

町で実施している乳幼児健診の歯科健診では、平成30年度の1歳6ヶ月健診での虫歯保有者は無く、3歳児健診の虫歯保有者率は8.3%という結果が出ています。

②予防接種

BCG、麻しん・風しんの予防接種を終了している子どもは毎年ほぼ100%で、適切な時期に予防接種を受けている現状が伺えます。

【課題】

- ・虫歯予防のための食生活や手入れについての指導を強化し、仕上げ磨きやフッ化物塗布の実施を今後も周知していく必要があります。
- ・予防接種を「適切な時期に」実施する重要性について指導を継続します。

【今後の取り組み】

1. 虫歯予防について乳幼児健診・指導、フッ素塗布事業などを通し、歯の大切さや予防方法についての指導を充実していきます。また、フッ素塗布やフッ素化合物配合の歯磨き剤の使用、仕上げ磨きの重要性についてさらに周知していきます。
2. 予防接種の必要性和適切な時期に接種する重要性について、指導・周知を強化します。

4) 保護者の育児ストレス・不安に関する支援体制の充実

【現状】

子育て中の保護者が日ごろ持っている悩みとして「病気や発育・発達に関すること」「子どもの教育に関すること」が多く、その他、子どもとの接し方や栄養面、保護者自身のやりたいことができない・・・等、様々な悩みがあげられており、育児に関するストレスを抱えている現状がうかがえます。

【課題】

- ・家庭内で主に育児を担っている母親が、育児を楽しく感じ、子どもとゆったりとした気持ちで接することができるよう、育児不安・負担やストレス解消の手助けをしていく必要があります。
- ・母親が子育ての悩みを気軽に相談できることを目的に、相談体制の充実や強化が必要です。また、母親同士で交流できる場の確保が求められています。

【今後の取り組み】

1. 育児に対して悩み・つらさを感じる保護者の割合が減少することを目的に、子育て支援センターでの相談、親子遊びや乳幼児健診、訪問指導を通して育児不安の軽減や育児に関する情報の提供等を積極的に行い、支援していきます。
2. 乳幼児健診や教室等に、参加した保護者が交流できるような場を設定し、育児の悩みやストレスを解消できるよう支援を行います。

（４）子どもの安全・安心の確保

1) 乳幼児の不慮の事故防止

【事故予防及び事故発生時の応急処置方法の現状と課題】

子どもを事故や病気から守り、健やかに育てることは、大人の責務です。しかし、事故による子どもの死亡や救急搬送が、多く発生しているという事実があります。医療の進歩などにより、病気による子どもの死亡が減少している中、子どもの健全な育成のためには、日常生活の中での事故を減らしていくことが重要です。特に乳幼児期の子どもについては、周りの大人の注意で防げる事故も多いため、確実な対策をとることが重要です。また、少子化、核家族化に伴い、保護者の子育てを支援するという意味でも、日常生活で事故を防ぐための手立てを示すことは、安心感の確立に役立ちます。

子どもの発達や成長に合わせた安全な生活環境整備のための方策について、生活空間の見直しや安全確保のための知識の普及に努めます。

また、十分な環境整備が行われていても不幸にして、外傷・やけど・窒息等の事故が生じた場合、子どもの一番近くにいる母親や家族が救急隊の駆けつける前から、適切な応急措置や蘇生を行うことによって、事故の程度を軽減でき、事故死を食い止め

ることができると考えられます。

現在、親子教室に参加する保護者を対象に、子どもの年齢に応じた指導や救急蘇生法の実践等を取り入れた具体的な応急処置法についての学習会等を年1回開催し、広くその普及に努めています。

【今後の取り組み】

1. 転倒、薬物などの誤飲、家庭での乳幼児の不慮の事故などを防止するための保健指導や啓発活動を進めます。
2. 乳幼児の事故発生時の応急処置法や救急救命法などの学習の機会を継続します。
3. 子どもに多い事故について情報提供し、事故予防対策及び応急処置方法の普及に努めます。

2) 子どもの交通安全の啓発

本町は南北に国道151号、東西に国道473号が貫通しており、常に多くの車両が通行しています。また、カーブが続き、狭い道での路上駐車など見通しの悪い状況が多く見られます。このことから一般の交通安全運動の推進はもちろんのこと、子どもに対する交通安全の意識啓発を図っていかねばなりません。

① 園児及び保護者に対する啓発事業の拡大

【現状と課題】

当町の保育園においては、毎月1回保育士が、年に1～2回警察署職員が園児に交通のルールを教え、交通安全の啓発に努めています。また、ほとんどの保護者が車の送迎を行っている中、駐停車時の危険性を含め保護者と園児に十分な注意を呼びかけ、子どもと保護者への意識啓発を図っています。

保育園への通園は保護者の引率であり、園生活以外での外出を考慮すると、常に園児に対する交通安全指導と交通事故の恐ろしさを知らせるのは保護者であります。交通安全に関する子どもの意識は、保護者の意識の在り方にかかっているといっても過言ではありません。しかし、園はこれを保護者に一任するのではなく、共に園児を交通事故から守るため、園児への指導を充実すると共に保護者への意識付けを啓発していく必要があります。

【今後の取り組み】

1. 町民ぐるみの交通安全運動を推進し、交通安全意識の啓発を図るとともに、交通安全組織の充実強化を図ります。
2. 保育園、乳幼児向け教室などにおいて、乳幼児・親に対する参加体験型の安全教育などの開催を推進していきます。

3. 育児サークルなど地域における健全育成組織による交通安全指導など、交通安全活動の充実に努めます。
 4. 歩道や信号機、横断歩道などの交通安全施設の計画的な整備を進めます。
- ② 小・中学校での教育の推進

【現状と課題】

小中学校段階における交通安全指導は、学校・家庭・地域が連携しながら計画的に実施しています。

小学校では、児童自らが通学路を見直し、危険箇所を把握するなど、通学団会などで安全意識を高めています。また、保護者や学校運営協力者、子ども110番の家、駆け込み110番の家、「見守り隊」等の協力によって、地域ぐるみの安全体制を推進しています。

中学校についても、通学団ごとに通学路や危険な箇所の確認、安全な登下校について生徒同士が話し合い、担当教諭が指導や助言をしています。また、日没が早まる11月・12月に、PTA 会員が交代で生徒の帰宅時間に合わせて防犯・交通安全パトロールを実施するなど、地域と家庭が連携を図りながら生徒の安全な生活を守っています。

【今後の取り組み】

- ・ 今後ともPTA、警察、地区関係団体などと連携し、各学校の実情に合わせた交通安全指導の推進に努めます。

(5) 安全・安心なまちづくりの推進

1) 安全な道路交通環境の確保

【現状と課題】

山間地域で平地の少ない地域であり、国道においても幅が広く、ゆとりのある歩道が確保される場所が少ないのが現状です。しかしながら、その整備について細かい計画は立てられておりません。

子どもや子育て家庭が安心して移動することができるようにするには、安全で歩きやすい歩道の確保や安心して利用できるよう幅の広いゆとりある歩行空間を作ることなどの環境整備が必要です。

【今後の取り組み】

子育て家庭が安心して外出できる道路空間を確保するため、また児童生徒が安心して登下校できる歩行空間を確保するため、安全な生活基盤道路などの整備計画を立てていけるよう努めます。

2) 安心・安全なまちづくりの整備

【現状と課題】

住民が危険や不安を感じることがない町にするためには、住民・警察等と連携強化を図ることが必要です。また、犯罪を少しでも抑止するためには、犯罪情報等の提供を推進することも必要になってきます。

【今後の取り組み】

各地域における防犯体制及び連絡体制の整備、また警察との連携のもと犯罪などの定期的な情報提供を推進します。

4. 子どもを尊重し、子どもが夢を持って暮らせるまちづくり

(1) 子どもの権利に関する住民の意識の醸成

【現状と課題】

子どもたちの人権を最大限尊重していくことは「子どもの権利条約」でうたわれているところですが、その内容や意識の醸成について十分な施策がとられていないのが現状です。

子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる地域を推進していくためには、すべての町民が子どもの権利や子育てに対し、関心を深めることが大切なことです。そのため、町民の意識の啓発を図るとともに、行政はもとより、家庭、学校、地域社会、保育園、企業をはじめ、すべての町民が、それぞれの立場で適切に役割を分担し、相互に協力するよう働きかけます。

子どもの成長と子育てを地域全体で支援する意識を高め、すべての町民がそれぞれの立場で協力して取り組むとともに、子どもも大人と同じ人間としての「最善の利益」が確保されるよう、啓発に努めます。

【今後の取り組み】

- ・ 児童の権利に関する条約や児童憲章の趣旨を充分踏まえ、児童福祉習慣など、様々な機会を通して、子どもの人権に対する意識啓発を推進します。

(2) 児童虐待防止対策の充実

厚生労働省が発表した調査結果によると、平成30年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待件数は、159,850件（速報値）で、前年度比10%増となっています。特に平成21年度からの増加傾向が顕著です。

平成30年度の愛知県の児童相談センターの対応件数は4,731件で、平成29年度の4,364件に比べ367件も増加している。

新城設楽児童相談所管内においても、平成30年度の対応件数は30件と前年度の倍の件数となっています。

産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みを抱え、周囲の支援を必要としている家庭への支援が差し伸べられず、痛ましい児童虐待に至ってしまうことのないよう、妊娠・出産・子育てに関する相談がしやすい体制の整備や、地域の子育て支援サービスの充実を図っていきます。

1) 育児不安に対する支援体制の充実

【課題と今後の取り組み】

- ・ 保護者が育児ストレスを上手に解消し、子育てを楽しみと感ぜられるためのサポートが必要です。また、育児に関する正しい知識の習得、不安の解消を目的とした相談体制の充実が、今後さらに重要となってきます。

育児に対し「つらい」と感じることをなくすることを目的に、子育て支援センターでの相談、親子遊びや乳幼児健診、訪問指導を通し、育児不安の軽減や育児に関する情報の提供などを行い支援していきます。

- ・ 誰にでも起こりうる虐待について保護者に正しい知識を周知し、育児不安から虐待へつながる可能性や育児を抱え込まない重要性等について継続した指導が必要です。

虐待に関する正しい知識や防止法について、子育て中の保護者や家族、また、子どもを取り巻く地域の大人に対して周知していきます。

2) 予防対策・ネットワーク構築の推進

【現状と課題】

児童虐待は多くの場合、単独の機関のみで対応することは困難であり、児童相談所を中心とした地域関係機関ネットワークにより児童虐待対応がなされています。その中で、児童虐待防止のために市町村が果たす役割の重要性が認識され、平成19年1月に広域な組織として北設楽郡要保護児童対策地域協議会が設置されたことに伴い、町では相談事例に応じた情報共有の場として実務者会議を開催しています。これまでと同様に児童相談所を中心としたネットワークによる対応のほか、町が虐待事例に早期に対応できるかが必要となります。

【今後の取り組み】

児童虐待においては、通報に基づく初期対応や保護介入について、的確な判断ができるかどうか子どもを分ける場合もあります。「児童虐待の防止等に関する

法律の一部を改正する法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」により市町村が通報先となり、初期対応を行うこととなり、非常に重要な役割を担うこととなりました。

これにより、市町村が一義的な窓口と位置づけられたことから、速やかな体制整備が求められています。今後、児童相談をはじめ、子育て支援、保育や教育、医療保険等さまざまな福祉サービスを提供できるよう、専門機関を含めたネットワークの構築を推進し、柔軟な対応システムが組んでいけるよう努めます。

第5章 量の見込みと確保の内容

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

東栄町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）とします。ただし、事業の実施にあたっては各地区の実状を踏まえて行うものとします。

「量の見込み」については、平成31年度に実施した小学生、就学前の子どもをもつ世帯・保護者へのニーズ調査の結果と、現在の町内の子ども・子育て支援サービスの実施・利用状況、東栄町の今後5年間の人口推計をもとに算出しています。「確保の内容」「実施時期」については、町の現状を踏まえ整備状況等を勘案しながら、確保することができるよう、設定しています。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

平成 27 年度より子ども・子育て支援新制度が開始され、子どもたちは、保護者の就労状況等からみる「保育の必要性」と「年齢」に応じて「認定」を与えられることになりました。以下の「認定区分」に応じて利用できる施設や利用できる時間が決まることとなります。

■認定区分と提供施設

認定区分		利用できる施設	利用できる時間
1号	3-5歳	幼稚園	—
2号	3-5歳	保育園	7:00~19:00
3号	0-2歳	保育園	7:00~19:00

量の見込み

■保育の必要性あり(0~5歳で、保育園を利用する子ども) 単位:実利用人数/年間

東栄町		令和2年度			令和3年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		52	4	18	51	4	9
②確保の内容	保育園	60	10	20	60	10	20
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
②-①		8	6	2	9	6	11

東栄町		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		46	4	11	38	4	7	37	4	7
②確保の内容	保育園	60	10	20	60	10	20	60	10	20
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		14	6	9	22	6	13	23	6	13

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

①地域の保育事業の実施

■延長保育事業:

単位:実利用人数/年間

東栄町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	44	38	42	43	38
②確保の内容	45	45	45	45	45
②-①	1	7	3	2	7

◇実施方針

●現状を維持して、ニーズに対応します。

■地域子育て支援拠点事業:

単位:延べ利用人数/年間、()内は施設数

東栄町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	1,600 (1)	1,600 (1)	1,550 (1)	1,550 (1)	1,590 (1)
②確保の内容	1,600 (1)	1,600 (1)	1,550 (1)	1,550 (1)	1,590 (1)
②-①	0	0	0	0	0

◇実施方針

●現状を維持して実施し、ニーズに対応します。

■ファミリーサポート(一時預かり)、病児・緊急対応強化事業事業:

単位:実利用人数/年間

東栄町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	0	0	0	5	5
②確保の内容	0	0	0	5	5
②-①	0	0	0	0	0

◇実施方針

●子育て世代包括支援センター等におけるファミリーサポート(一時預かり)、病児・緊急対応強化事業を検討します。

②放課後児童健全育成事業の実施

■放課後児童クラブ:

単位:実利用人数/年間

東栄町		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		40	37	35	35	36
②確保の内容	放課後児童クラブ事業	65	65	65	65	65
②-①		25	28	30	30	29

◇実施方針

- 現状を維持しながら実施を継続します。

③健康にかかわる保育事業の実施

■乳児家庭全戸訪問事業:

単位:実利用人数/年間

東栄町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	10	10	10	10	10
②確保の内容	10	10	10	10	10

◇実施方針

●保健師による訪問を実施します。

■養育支援訪問事業:

単位:実利用人数/年間

東栄町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1

◇実施方針

●0～5歳児に対して保健師による訪問を実施します。

■妊婦健診: ※医療機関が実施

単位:延べ利用人数/年間

東栄町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	113	112	112	112	112
②確保の内容	113	112	112	112	112

◇実施方針

●全国の病院での健診に対して町で助成を行います。

■利用者支援[新規事業]:

単位:箇所

東栄町	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1

◇実施方針

●令和2年10月から開始を予定しています。

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

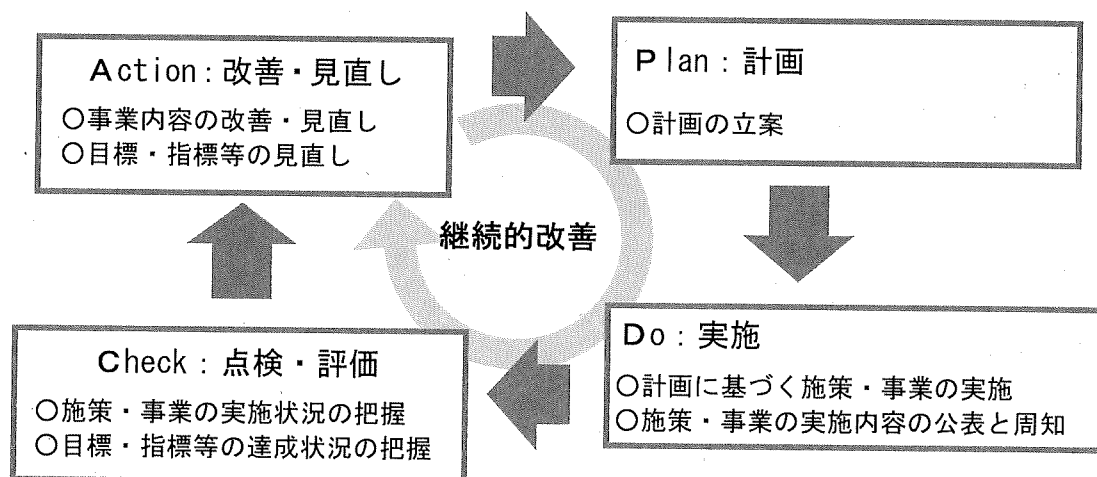
本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、町内のすべての子どもと子育て家庭を対象とした、子育て支援を総合的に推進するものです。そのため、全庁的に広く連携し、東栄町全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要です。町内の子育て支援にかかわる家庭をはじめ、保育園、学校、地域、その他関係機関や団体等との連携のさらなる強化を図ります。

また、住民との協働で計画を推進していくためには、さまざまな取り組みについて広く周知していくことが重要であるため、広報紙やホームページ、窓口等において情報提供を行うとともに、計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等、子ども・子育てに関する情報について周知・啓発を図ります。

2 計画の評価・検証

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、庁内において進捗状況の把握・点検を行い、また、学識経験者や子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業や団体の関係者などを委員とする東栄町子ども・子育て会議等において、計画の進捗について確認する機会を設けるなど、必要に応じ総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。



東栄町子ども・子育て支援事業計画（令和２年度～令和６年度）

発行年月 令和２年３月（２０２０年）
編集・発行 東栄町 住民福祉課 社会福祉係
電話：（０５３６）７６－０５０３
ＦＡＸ：（０５３６）７６－１７２５
〒４４９－０２９２ 東栄町大字本郷字上前畑２５
ホームページ：<http://www.town.toei.aichi.jp>
メールアドレス：jyumin@town.toei.lg.jp